

PTA 団体傷害保険加入のお知らせ

日頃より、PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、すでに承認されております PTA 団体傷害保険加入について下記のとおりご報告いたします。
尚、この保険は令和6年度 PTA 活動に安心して参加できるよう、不慮の事故に対する備えとして加入するものです。

記

◆ 加入について

- (1) PTA 会員全員加入
(教職員は除く。また中途転入者は自動的に加入)
- (2) 掛け金：1 世帯 55 円（令和6年4月23日～令和7年4月23日）
掛け金は令和6年度 PTA 保険費の中から支払われる為、別途ご負担はありません。

◆ 給付について

- (1) すべての PTA 主催及び共催行事での傷害
〈行事例〉学級活動・運動会・バザー・有価物回収・総会・登校指導・PTA バレーボールなど
- (2) 行事開催場所への往復中の事故
※ただし、日本スポーツ振興センターから保険金が支払われた場合は PTA 団体傷害保険からは支払われない。

◆ 支払い対象について

- PTA 会員・・・原則として子どもと同居の親族
(教職員は、職員保険に入っているため加入しない)

◆ 保険金の内容

- ◎ 死亡事故・・・事故の日から、180 日以内にその傷害がもとで死亡したとき、死亡保険が支払われます。
- ◎ 後遺傷害保険金・・・事故の日から、180 日以内にその傷害がもとで後遺傷害が生じた時は、その程度に応じて金額の 3%～100%を支払われます。
- ◎ 入院保険金・・・傷害を被り、医師の指示に基づき入院された場合、入院日数分の入院保険金が支払われます。(180 日限度)
- ◎ 通院保険金・・・傷害を被り、入院によらないで医師の治療を受けた場合、平常の生活、もしくは業務ができるまでの通院日数分の通院保険金が支払われます。(180 日以内 90 日限度)

死亡・後遺障害保険金	100 万円
入院保険金	日額 1,500 円
通院保険金	日額 1,000 円

※活動中の怪我は、大小にかかわらず各クラスの学級委員を通じ、執行部までご連絡ください。